



教育の里だより

平成29年度 園・学校管理職等の紹介

今年度も、新しい体制のもと、園・学校の新学期がスタートしています。各園・学校の管理職の紹介をいたします。国東市では、各園・学校が教育目標を掲げ、学校・家庭・地域の三者が連携しながら教育を進めていく、「地域総ぐるみの教育」目標協働達成の取組を推進しています。また、「品性」「追究」「自立」を基盤に、教育の質の向上も目指しています。新入園児・児童・生徒を迎え新たにスタートを切った、園・学校にこれまで以上のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

幼稚園名	園長	副園長
熊毛幼稚園	新原 克哉	清水 裕子
富来幼稚園	井手 俊郎	井上加奈江
安岐中央幼稚園	佐藤 直美	田川 勝樹
安岐幼稚園	糸永 敏明	奥 陽子

小・中学校

学校名	校長	教頭	校 区
竹田津小学校	河野 一也	猪俣 光良	西方寺・竹田津・鬼籠・柳海
伊美小学校	松成登美子	丹田 康彦	赤根・千灯・野田・中・伊美・柳来
熊毛小学校	新原 克哉	清水 裕子	岐部・小熊本・大熊本・向田
富来小学校	井手 俊郎	井上加奈江	浜・来浦・岩戸寺・深江・東堅来・富来浦・浜崎・富来・大恩寺
国東小学校	岩光 一郎	諸富 理	成仏・下成仏・見地・中田・横手・岩屋・赤松・北江・田深・川原・原・安国寺・鶴川
小原小学校	西村 和彦	福田千代子	小原
旭日小学校	阿南 清隆	岩尾 一寿	治郎丸・綱井・重藤
武蔵東小学校	橋本 邦彦	山田 弘司	池ノ内・内田・古市・糸原・小城・三井寺・志和利・成吉
武蔵西小学校	滝口 俊也	丸尾 修	手野・吉広・麻田・狭間・丸小野
安岐中央小学校	佐藤 直美	田川 勝樹	西子・富清・糸永・明治・朝来・矢川・山浦・掛樋・油留木・吉松・瀬戸田・成久・中園・大添・山口・下山口・西本
安岐小学校	糸永 敏明	奥 陽子	馬場・下原・塩屋・向陽台
国見中学校	神 淳祐	石丸 哲二	国見町内全域
国東中学校	本多 洋介	渡邊 昌教	国東町内全域
武蔵中学校	矢野 之英	清輔 康一	武蔵東小学校区・武蔵西小学校区
安岐中学校	伊藤 尊和	溝部 剛	安岐町内全域・向陽台

校区について

※特例な事情により、指定された学校への就学が困難な児童・生徒については、国東市立小・中学校通学区区域の変更等に関する許可要件に基づき6校の変更が認められる場合があります。◇申請手続き・国東市教育委員会学校教育課（☎0978-73-0066）に面談日程を調整します。詳細は国東市HPに記載しています。ご参照

【問合せ】学校教育課 ☎0978-73-0066

シリーズ「同和問題」⑧ 「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました

市報4月号でも少しふれましたが、「部落差別の解消の推進に関する法律（略称：部落差別解消法）」が2016年12月16日に公布、即日施行されました。1969（昭和44）年の「同和对策事業特別措置法」に始まり、2002（平成14）年に法切れた「地対財特法」までの33年間、法律に基づき様々な事業が実施されました。その結果、実態的差別は改善されたと言われるものの、「心理的差別は現存するかどうか？」の中での法施行です。部落差別解消法は全6条の理念法です。そのポイントを説明します。この部落差別解消法の最大のポイントは「現在もなお部落差別が存在する（第1条）」と部落差別の存在を公式に認知したこと。部落問題解決の出発点は、部落差別が今尚あるのか、ないのかです。地区人権学習会で参加者の意見として「もう部落差別なんて存在しない」、「あってもたいしたことではない」、「それは昔の話じゃないのか」と悪気なく言われます。部落差別解消法はこうした主観的な部落差別の認識論に決着をつけました。同和問題は、新たに法律を制定しなければならないほど厳しいということ。また、部落差別解消法の第1条には「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」とこの法律の目的が明記されています。意外に思われるかもしれませんが、部落問題の解決を目的とした法律はこれが初めてです。この間の法律の目的は部落差別の解消ではなく、同和对策事業の目標設定と地域住民の生活の向上でした。

部落差別解消法は、部落問題解決を実現するための施策展開を国及び地方自治体に求めています。第3条がそれで、「国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずる」とし、地方自治体には「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」とされました。理念法であるため具体的な施策の中身やそれに伴う予算措置についての言及はありません。これらは今後の我々の努力と取り組みにかかっています。何をすることが「部落差別の解消に関する施策」となるのか、議論が始まります。

第4条から6条には国と地方自治体の「相談体制の充実」「教育及び啓発」「部落差別の実態に係る調査」を行なうことを求めています。「相談体制の充実」を求めたのは、従来国は人権侵害に関する相談は現行の人権擁護委員制度でカバーできるといつてきました。部落差別の厳しさからこの項目を設けたものと考えられます。「教育及び啓発」は、2002年の法切れなどが影響してか「同和教育的の軽視」や「部落問題抜きの人権教育」への警鐘も知られませんが、部落差別の実態に係る調査は、何を部落差別の実態と捉えるかであり、議論が必要です。何はともあれ喫緊の課題は、この部落差別解消法を徹底して市民のみなさんに知っていただくことです。みなさんに知られていないことには活用も課題も出てきません。その取り組みが焦眉の急です。

（文責：安岐分室 本多）

第1回 身になる人権講座

平成29年5月17日(水)
午後6時～7時30分
アストくにさき
マルチホール
※託児あります。

【問合せ】社会教育課 ☎0978-72-2121 FAX 0978-72-4070

【6月1日は人権擁護委員の日です】
「人権擁護委員の日」にちなみ、「人権なんでも相談所（無料相談所）」を開設します。

■日時 6月1日（木） 午前10時～午後3時
■場所 みんなかん、アストくにさき、武蔵中央公民館、安岐総合支所
■内容 高齢者・子ども・女性の人権・同和問題、家庭内や隣近所とのめもめこと等
■主催 杵築人権擁護委員協議会 大分地方務局杵築支局

【問合せ】杵築人権擁護委員協議会 ☎0978-62-2271
人権・同和对策課 ☎0978-72-0354

●第10回国東市隣保館まつり
「ついでに川柳」
課題《まつり》応募作品

鬼に笑み祭りの主役子ども獅子
老友がみんな集まる隣保館

国見町 倉本
武蔵町 室利 則